

# 建仁寺両足院蔵掛軸に見る朴徳源とその周辺

岡部 良一

## はじめに

建仁寺両足院には幕命により対馬に於いて朝鮮外交文書作成に携わった五山碩学以酌庵輪番僧関係の貴重な資料が多く残る。その中の朴徳源・趙景安合作掛軸はこれまでの二人の認識を覆し、その所蔵文書は輪番僧の新たな側面を浮き彫りにした。特に朴徳源は日本に墨蹟が多く残り、従来朝鮮通信使随員小通事と推定されるも詳細は不明であった<sup>(1)</sup>。そこでこの掛軸を元に彼は通信使と関係ないことを二度にわたり発表した<sup>(2)</sup>。一人はどのような人物か、なぜこの掛軸が両足院にあるのか、宝暦度から約半世紀の間に何があったのか、その後新しく見つかった墨蹟史料と宗家・両足院等国内で見られる文書を軸に、以酌庵僧の動きと朝鮮書画の流入について考察する。この分野について、近年池内敏氏は韓国国史編纂会所蔵史料を駆使し新しい視点で分析されている<sup>(3)</sup>。お陰で過去の拙稿を見直す機会を得た。

—

朴徳源に注目した切掛けは、全国の通信使関連の寺院扁額調査の際、亀岡市金剛寺扁額「金剛窟」（朴徳源書）に接した時で、従来の通信使随行員説に対する疑問が生じて来た。その理由は

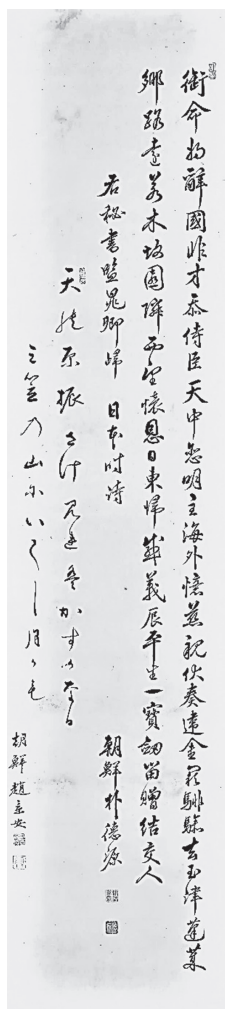
①『海槎日記』等肝心の各次座目に彼の名前が無い。

②根拠とされた史料を検討するにいずれも誤解と状況証拠に基づく推測で、座目に見えない理由も示されていない。

③一度の往復道中、多忙な通信使中官小通事にしては墨蹟数が多すぎる（現在三〇点確認）。

④金剛寺扁額は為書に「日本国櫻叟禪師」とあり、他寺院の朝鮮扁額と比べ違和感を覚える<sup>(4)</sup>。

⑤『樂郊紀聞』巻十の「同じ小通事朴徳源といふもの」については「宝曆信聘の時」に当たらない。等であった。「小通事」は通信使以外にも対馬への渡海訳官使（以後訳官使と略称）一行、それに東萊府や倭館での下級通訳としても活動していたからである。



そんな折、右の建仁寺両足院蔵掛軸の存在を知る<sup>5)</sup>。そこには日本人周知の阿倍仲麻呂(唐名晁衡)の漢詩(朴徳源書)と和歌(趙景安書)が二人の手で揮毫されていた。つまり朴徳源と趙景安が同時代の人と判明したのである。旧稿では安永九年(一七八〇) 訳官使(問慰行)の際に対馬で贈られ、時の以酈庵僧の両足院高峰東峻が持ち帰ったものと推測したが、新史料の出現により、それ以後の訳官使の際に贈られたとする方が合理的と考えるに至った<sup>6)</sup>。ともあれ二人の合作とは非常に珍しく、徳源が日本で注目される契機となった墨蹟で、この二人について判明したことから取り上げる。

まず趙景安であるが、『訳科榜目』の乾隆甲午増廣(一七七四・安永三年)の及第者十九人の最後に次の記載が見つかった。

趙重明、字景安、聖敏子、辛酉生。本坡平。倭学教晦通政。

父の趙聖敏は漢学、祖父の趙時彬は蒙学、曾祖父の趙鐵碩は漢学と、代々訳官の家であった。生まれは辛酉、寛保元年(一七四一)、及第は安永三年(一七七四)、三十四歳の時である。出身地は坡平(京畿道坡州市)。実名は趙重明、景安は字である。最終職官は倭学教晦通政、つまり正三品堂上官であった。また『宗家文書』「総目録」<sup>7)</sup>「<sup>8)</sup>」寛政九年(一七九七)七月十日条に「堂上景安趙僉知、今病死候段、申出候事」とみえる。前年の「館守日記」<sup>9)</sup>「<sup>10)</sup>」寛政八年丙辰(一七九六)五月三日の覺に「渡海堂上官景安趙僉知、有故許通、其代士正朴(朴俊漢) 僉知改定事」とあり、これで対馬への渡海直前に急に交代した理由が病気のためと判明した。つまり彼の没年は寛政九年、享年五十七歳であった。

次に朴徳源であるが、生年は不明なるも年齢は景安より十歳以上若く、恐らく宝暦年間(一七五一〜一七五二)の生まれと思われる。その根拠としてまず『幽玄齋選・韓国古書画図録』(以下「図録」と略称)所収「寄題・日本大舍人永井桂齋公四友楼」「壬子春(寛政四年) 朝鮮学宮掌議朴徳源拜記」(No.357)の揮毫時

期は学宮つまり成均館の掌議で、齋生(学生)のリーダー掌議は英祖四十年(二七六四)五月、三十歳代と決まったことがある<sup>7)</sup>。

また朴徳源と交流し懇意だった次の人物からも推測できる。

天瑞守選…以酌庵僧。宝曆六年(二七五六)正月十一日生。『東福寺誌』

永井光郷…官人。宝曆六年(二七五六)六月八日生。『地下家伝』三

小田幾五郎…通詞。宝曆五年(二七五五)生。『通訳酬酢』序文

さらに両足院藏掛軸の落款より新たな事実が判明した。二人の落款印を比較すると、

朴徳源…①関防印「明二・明々」、②朱文印「朴潤漢氏」、③白文印「徳源」

※①の二字目の左上からの線は傷と思われる。

趙景安…①関防印「癡笑者」、②白文印「從吾所好」(論語・述而篇)、③朱文印「景安」

※①について李元植氏藏短冊の款署「癡笑人」と同意。笑と咲は同じ。

とある。趙景安の落款が一般的様式であるのに対し、朴徳源の関防印は「明々」、意味は心にわだかまりの無いさまをいう。この印は前出の壬子(寛政四年)「寄題」にも使用され、その白文印は「朴生之印」とある。対して掛軸は「朴潤漢氏」、これが実名だとあまり使用されない例である。②③の白朱が逆でしかも関防印に傷とあれば慌てて準備した落款印と思える。恐らく成均館入学当時のものであろう。つまり二人は上司(景安)と部下(徳源)の関係で、共に文字に勢いがあり若々しく感じる。また『通訳酬酢』「六・浮説の部」によると、東萊府の訳官たちの間で阿倍仲麻呂の詩歌がよく知られていた。

二

趙景安は安永三年（一七七四）及第後、倭学訳官として任官、一般判事（通訳）として安永九年の訳官使に随行したと考える。『宗家文書』を検索すると、「大差使差備官（応接担当官）」を経て「別差判事」「監董官堂下判事」となる。その後主簿に昇進。「堂下別差主簿」「裁判差備官主簿」「訓導主簿」を経て堂上官となる。別差には一年ずつ二度（天明三年と天明七年（一七八三、一七八七））、訓導は二年間（寛政二年～四年）務めてから堂上僉知（寛政五年）に昇進している。訳官使堂上官任命は寛政七年であった。

一般的に訓導と別差は「両訳」と呼ばれ、多くの訳官や小通事の上司として、東萊府にいて毎年八送使などの倭館業務を指揮監督していた。なお訳官使と景安との関係だが、天明三年は「別差判事」、天明七年は「別差主簿」で、渡海せず釜山にて倭館業務を行っていた<sup>(9)</sup>。

趙景安の訓導時期は、幕府が通信使を易地聘礼に変更交渉を始める時で、その生々しい記録が『建仁寺両足院以酌庵関係資料』（以下『両足院資料』と略称）に私信の写「密件」として残る<sup>(10)</sup>。内容は交渉相手の東萊府使が尹弼秉に交替、その対応や情報交換が釜山の議聘参判使平田隼人と家老大森繁右衛門の間で行われる。朝鮮側折衝は訓導（趙景安）と別差（朴景和）となるが、彼らは日本側の期待に動くものの朝鮮側上司の反発を招き、寛政四年七月と八月に訓導・別差・小通事は二度も杖罪を受け、景安は体調を崩し交代する。杖罪の理由は勝手に日本側に立ち業務怠慢行為と咎められたのである。この事件は『迈例集要』にも見えるが、その後彼は堂上官に昇進しているからこの件は不問にされたのであろう。以後易地聘礼交渉は延々と文化六年（一八〇九）まで続く。

景安は対馬藩の信頼を得ていた訳官で、次は天明四年（一七八四）閏正月九日条（毎日記）49076 の彼

の誠実な人柄が窺える逸話である。

別差景安趙判事より、私儀(景安)明日役義交代仕筈に御座候。誠に在役中偏に御心添を以、諸事順便に御差図被下候故無滞交代仕り、別て忝仕合奉存候段、挨拶丁寧に申出候付返答良久取繕申遣ス。

また両国通訳は交代時、餞別として互いに短簡を交換している。次は同年閏正月十一日条(『毎日記』420-76)の日本側からの記録だが、当然返礼物もあった。

拙者(館守幾度主膳)近々帰国に付相祝例の通、出船音物真文短簡相添東菜釜山え。右同断に付、(略)、其外下り合判事景安趙判事、君剛金主簿、士剛鄭僉正え和文短簡相添出船、音物近日送り遣ス筈也。

管見に及んだ趙景安の墨蹟は次の通り。これらの和歌、俳句、漢詩は短冊や色紙が多いことから倭館での日本人通詞との交流時の墨蹟ではないか。それがやがて日本に広がったものであろう。

〈和歌〉

さきぬとハ 泊(いは)の里の いはねとも よそまてしるる 匂ふ梅がえ

※狩野正栄(至信)水墨画に貼付色紙(私蔵)

秋はなお ゆうまくれこそ 堂(た)々ならね 萩(あ)のうはかせ(上風) 萩(あ)のした(下)露

※『和漢朗詠集』「秋興」より藤原義孝の歌

〈俳句〉

父に似て 子の這(はい)かかる 案(か)山(か)子(か)かな

※款署は「癡咲人」(扇面俳句)

萍(う)や 今朝(け)はあ(あ)ちらの 岸(か)に咲

※中川乙由作『麦林集』卷二夏(あ)の部「夏草」より<sup>(4)</sup>

青柳(あ)も 手を伸(の)してや 水(み)の月

※以上四点、李元植『朝鮮通信使の研究』より

〈漢詩〉

「携幼入室、有酒盈樽」「朝鮮 趙景安」

※陶淵明「歸去來辭」より抜粋。一行書(私藏)

「人生待足何時足、未老得閑方是閑」「朝鮮 趙景安」

※陳繼儒『小窓幽記』より。二行書(私藏)

### 三

一方朴徳源であるが「裁判記録」(1979) 天明八年(一七八八)二月廿四日条に以酌庵客館にて

今日和尚(東福寺廬陽龍育)御詩作御持参にて御直に訳使へ御渡。尤拙者訳官奉行え御挨拶有之、訳使より通詞中を以相応に御挨拶申上、此節上官の内、朴徳源と申物書き参り居候付、和尚御対面被成度御挨拶有之候付、訳官奉行申談御行規人へも相達御対面有之、是より亦御詩作御持参にて御遣被成候付、相応御挨拶申上引退御帰後、右御詩作訳官奉行へ差出候様に通詞中へ相達置ク。

とあり、対馬への渡海が確認された。

この時の渡海人員は「館守日記」(1956) 天明七年十一月廿三日条に

訳官…二人(李聖欽・丁老卿)、上官…廿五人、中官…廿五人、下官…十三人、都合訳使共六十五人。

とある。その内訳は、『増正交隣志』巻六「問慰行」に

堂上官一員・堂下官一員(以上倭人称上上官)軍官十人、伴倫・随陪各二人。船将・都訓導・書契色(職)各一人、(以上上官)小童四名、小通事四名(居首一名陸上官)、禮單色・厨房色・盤纏色・戸房色・及唱砲手各二名、使令四名、吹手六名、旗手四名、沙工・潦手・水尺各一名。奴子五名。(以上中官)。格軍三十名(以上下官)。

と見えることが参考になる。朴徳源は小通事ながら四名の首として上官となり、達筆であったため、書契色(職)も務めていた。次回寛政八年以後の訳官疑獄事件で、彼は「偽造契書」の罪となるが、天明八年の経験を買われたものであろう。書契職は毎度訳官使に上官として随行している。「物書き」の表現には書家と書契職の二つの意味が含まれよう。

また「分類事考」十六番「死刑」(834)文化二年乙丑(一八〇五)九月六日条に

講定官敬天玄僉知・訓導陽元玄判官、入来申聞候は、子細有之、伯玉崔同知・華彦崔同知・金聖印・朴徳源、際門内に於て刑罪に行候段、相届候事。(総目録)242、同文

とあり、死亡時期が確定した。『訳科榜目』で確認すると、伯玉崔は字で、実名は崔瓏、初名が崔瑠。時に四十六歳。華彦崔も字で実名は崔國禎、時に五十一歳。ともに倭学訳官である。

一方『辺例集要』卷十四「雑犯」の

乙丑(一八〇五)八月、(略)偽造書契之崔瑠、崔國禎、写書契之朴潤漢、刻凶署之金漢謨、令按覈使、與東萊府使、大張軍威、彼人所見處、梟首於館門外。

九月初六日午時。同罪人四名、草梁前路、並梟示。

と比較すると、朴徳源の実名は朴潤漢、金聖印は金漢謨と判明する。両足院掛軸の落款印は実名であった。つまり同一事件を日本側史料は字で、朝鮮側史料は実名で記録されていたのである。

『辺例集要』に「書給本府居朴潤漢」とあることから、朴潤漢つまり朴徳源は東萊府に居生した書生と判明する。『増正交隣志』卷三「率属」によると、小通事は、三十名の定員で倭館の業務を担当する小童(三十名)と館直(三十名)の中から順番に選抜して、首通事・陪通事・書記通事など十七の部署に分かれ、訓導と別差の業務を補佐し、倭館関係の文書整理、諸物品、交易品の管理、倭船出入などの通訳を担当



する「倭学生徒」と分かる。『訳科榜目』に名が無いことから彼は何度も登用試験に臨むも及第せず、事件に巻き込まれ生涯を終えた小通事であった。また実名の朴潤漢から事件の首謀者朴俊漢(士正)と同族(本密陽)と思われ、やむなく加担したのであろう。処刑は厳しく、四人は晒し首であった。

なお朴徳源は小通事でも特別扱いで、寛政九年九月二十日(『館守日記』1588)や寛政十年三月十三日(同1613)には館守戸田頼母が小田幾五郎など日本通詞との宴席に親しく彼を招いている。その理由は朴徳源を「兼て存居候人」と評して、易地聘札実現に向けて、寛政八年以後の朴士正(朴俊漢)指示による偽造書契協力への供応の意味もあった。処刑関係者は対馬藩と協力し、通信使易地聘札推進派であった。

#### 四

次いで朴徳源に関する他史料を検討する。まず「館守日記」寛政八年十一月七日条(888)に萬松使船に託した出来事として

東向寺禪蔵主(司)事、当春(四月十二日)渡りの節、以酌庵一老(東福寺靈雲院・天瑞守選)より詩作言伝り(朴)徳源え相渡候処、其後和韻入來、此方(館守戸田頼母)え差出付、朝鮮方頭役方え書状相添、小茂田重左衛門え相渡差越候事。(『総目録』2179で確認)

とある事実は、以酌庵僧天瑞守選と朴徳源の私的交流を表している。二人の交流はその後享和三年(二八〇三)四月、以酌庵再住となった守選の舞鶴市海臨寺扁額「北丹禪窟」「甲子(文化元年)仲秋上澣朝鮮朴徳源書」(裏に「本嶮恵山靈雲選大和尚、対州帰洛御贈恵」と刻字)の揮毫依頼に結び付く。

同様な動きは再住の東福寺熙陽龍育にも見られ、寛政十二年二月十七日には「和扇・唐紙類には注文書

の通、朴徳源え書為致候様」とわざわざ彼を指名して注文している<sup>13)</sup>。つまり東福寺では天明八年の熙陽龍育以来、朴徳源の評価は高かった。寛政七年の天瑞守選、寛政十一年の熙陽龍育再住、享和三年の天瑞守選再住、文化八年の月耕玄宜へと続く。

この間に天龍寺の象田周耕も輪番を二度務め、いずれも朴徳源と交流の跡を残している。寛政四年春永井桂齋(皆川淇園の弟子)への書簡「寄題」や、亀岡市金剛寺扁額(住持の僊叟は天明六年に就任)も彼が関係していると思われる<sup>13)</sup>。更に文化六年の訳官使堂下官であり、文化八年の通信使上判事で知られる下文圭(字玉汝、号梅軒・乙酉生)も倭学訳官で丹後峰山の全性寺と長安寺に扁額が残るが、文圭の及第は享和元年(一八〇二)(訳科榜目)、同三年には差備官として倭館に出入りしていた(館守日記二五〇頁)。当然二度の対馬渡海前にも朴徳源や以酌庵僧の動向を知っており、彼の墨蹟の流れも再住象田周耕が関係した可能性が高い。これら三寺院とも天龍寺派に属するからだ。

次に最近片山真理子氏により、新たな史料・香川県観音寺市興昌寺の金屏風から朴徳源の俳句二句、和歌二首が確認された<sup>14)</sup>。この屏風には文化度聘礼使節一行の詩文が大半で、五十七枚が貼られているが、その中の次の四点が朴徳源(号聾窩)の墨蹟である。

14 昨日まで 目の眩まふ 池いけの 若葉わかばかな 朝鮮聾窩 (朱文方印) 惠源 (短冊)

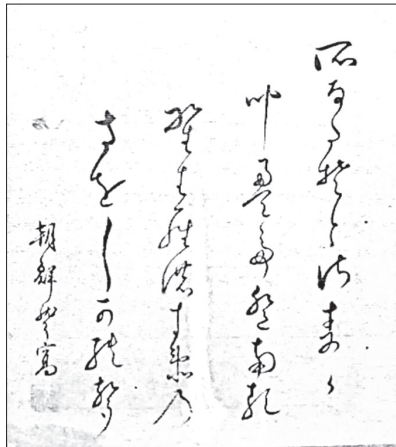
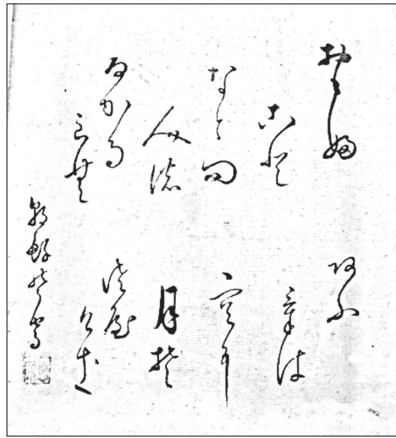
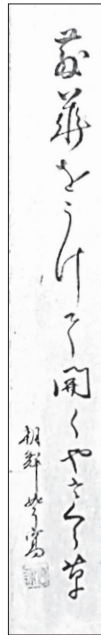
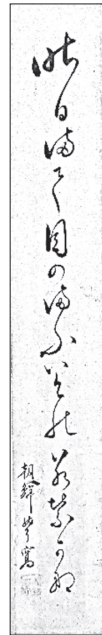
19 散華ちるはなを うけて開ひらくや さくら草 朝鮮聾窩 (朱文方印) 惠源 (短冊)

29 おもふこと なと問人の なかるらむ あふけは空に 月そさやけき

朝鮮聾窩 (朱文方印) 惠源 (紙本) 『新古今和歌集』慈円より

46 そなたそと さすか呻うな枝えだとなる 野はらのすえの 小牡鹿こましかの聲

朝鮮聾窩 (朱文方印) 惠源 (紙本)



いずれももの寂しい感じで、従来のものとは雰囲気異なる<sup>15)</sup>。この屏風は文政十年(一八二七)と天保八年(一八三七)の二度以酌庵輪番僧を務めた東福寺・願海守航が、母の墓がある興昌寺に寄進したものである。同屏風に貼られた母の「寿」から、母の法事と関係すると思われるが、その時期は不明という。

願海守航の師匠にあたる天瑞守選は享和三年四月から文化二年四月まで二度目の以酹庵僧を務め、朴徳源とは旧知の仲であった。しかしこの時期、朴徳源にとつて懇意であった上司が次々と病死・失脚と悲運な出来事が続いていた。寛政八年の詔官使朴士正(俊漢)はすでに亡く(寛政十一年正月病死)、その後享和三年五月には崔伯玉(瑠)が人參交易をめぐる役務怠慢で全羅道へ配流、翌文化元年十二月にはかつての訓導・朴景和(致儉)が五十二歳で病死、崔華彦(國禎)も役務怠慢で文化二年五月に咸鏡道へ配流と続く<sup>66)</sup>。やがて詔官疑獄事件が明るみになり、朴徳源ら四人の処刑は文化二年九月六日。前掲四点は同じ落款印で、どれも事件の風評が流れていた頃と思われる。

願海守航は月耕玄宜の伴僧として文化八年の対馬聘札に初めて参加<sup>67)</sup>。つまり願海と朴徳源との直接の交流は無く文化度聘札の際に初めて多くの使節団と詩文応酬を行っている。『東福寺誌』によれば東福寺二六九世となった天瑞守選は文政六年(一八二三)九月に死去。朴徳源から天瑞守選へ贈られた俳句や和歌が、文化聘札後に守選から願海へと渡ったものであろう。その時期は明和七年(二七七〇)没の願海母五十回忌が文政三年(一八二〇)に当たるのでその前と考える。徳源の墨蹟は今後も見つかるであろう。

なお海臨寺扁額「北丹禪窟」の二つある落款印のうち、下が「惠(徳)源」に対し、上の一字目は聲の籀文字、二字目は窩の仮借文字・適の篆書体である<sup>68)</sup>。この「聲適(窩)」と李元植氏藏掛軸「淇園」の落款は同じで他には見えず、これでその年代は文化元年頃と判明、すると皆川淇園を意味し、その門人の注文と思われるが経緯は不明である。

更に徳源の詩句印(遊印)も次の二種類の十四文字印を確認した。

- ① 「淡如秋水閑中味、和似春風靜後功」(明・呉与弼)。『図録』(No.354)「酌酒会臨泉水」(王維)詩。
- ② 「是非不入東風耳、花落華開只讀書」(清・陳洪綬)。私藏「白壁酬知己」「黃金謝故人」(楊炯)詩。

いずれも書家の題材として有名。使用時期は不明だが、当時の彼の心境を表したものである。  
また徳源・景安の墨蹟の中には日本人の和歌(『古今集』・『新古今集』・『和漢朗詠集』)や俳句(『麦林集』)が見える。これは注文の結果か学習の痕跡か判明しないが、日本文化に精通していた証となる。

## 五

注目すべきは大量の朝鮮書画の流入は寛政元年(一七八九)七月十八日条の館守戸田頼母による次の通達(「裁判記録」16916)が契機となったことである。

朝鮮人書画取帰の儀、以前より御制止有之候処、以来左の通、取帰御免被仰付儀候段、館守より為知手紙来ル。朝鮮人書、同画、参拾枚宛。

この背景には前年六月の松平定信による通信使延聘交渉開始がある。当時通信使来聘を期待し、朝鮮人書画を求める日本人が多かったからで延期に伴う措置であろう。相当量の朝鮮書画が日本に流入したと思われ、朴徳源の遺墨の多くもこの通達以後のものと考ええる。扇面詩の吉村周圭について<sup>19)</sup>『大阪人物誌』は「寛政頃の人」とするが整合しており、他の墨蹟の揮毫時期も合理的に説明がつく。

『宗家文書』に見る朝鮮書画流入の一端は次の通りである。

★「総目録」(1725)。寛政三年二月十八日条。(以酏庵僧・天龍寺象田周耕)「以酏庵御用の品、御目付封印の儀、御代官方より申出、及差函の事。」

★「館守日記」(6922)。寛政五年四月廿一日条。(建仁寺環中玄諦)「以酏(庵)和尚より御注文の朝鮮人書差越事」

以下、同内容の以酛庵関係を列記する。

- ★ 「館守日記」(7316)。寛政六年五月八日条。(建仁寺環中玄諦)
- ★ 「分類事考」(1413)。寛政七年三月十三日条。(建仁寺環中玄諦)
- ★ 「館守日記」(8747)。寛政九年二月十四日条。(東福寺天瑞守選)
- ★ 「館守日記」(9474)。寛政十年四月十八日条。(相国寺松源中獎)
- ★ 「館守日記」(9547)。寛政十年十一月八日条。(相国寺松源中獎)
- ★ 「分類事考」(9126)。享和三年二月十二日条。(天龍寺象田周耕)

なお池内敏氏は「御取寄物」(韓国国史編纂委員会所蔵)を詳しく分析し、右例以外に歴代以酛庵僧による書画の注文が数多くあったことを明らかにしている<sup>28)</sup>。『両足院資料』を見ると、以酛庵との往来書簡や回覧書簡が多く残り、五山では多くの情報が共有されていた。

これ以外に特筆すべきは時の老中戸田采女正氏教も注文していることである。「館守日記」(8388)寛政九年(一七七七)二月十八日条には

戸田采女正(美濃大垣七代藩主氏教)様公用人より朝鮮人え、詩歌為書、朝鮮何々と姓名数毎に書、押印等為致取整之儀注文被申越、色紙二冊(内壹冊紙数拾枚・内壹冊紙数十九枚)箱入にて今度被差越候付、右之趣を以早々出来候様可被取斗旨、御代官方え以手紙相達。

とあり、同年五月二日に目的達成(総目録「2196」)するが、わざわざ日本から色紙二冊を渡し「詩歌為書、朝鮮何々と姓名数毎に書、押印等」と細かい注文を出している。

また朴徳源ら四人処刑の前にも「分類事考」(1718)文化二年乙丑閏八月廿九日条に

講定使書役土井善治、拙者(番盛之介)書役三木田藤助より願の品に依、朝鮮人書拾五枚、画拾五枚

卷人に右の通ツ、被差免。

と見え対馬藩士も注文していた。その後書画の取寄せは一層拡大していく。建仁寺永源庵則堂通銓の場合、文政六年(一八二三)六月は書画三五〇枚、同七年正月は扇面六十四枚、唐紙三十八枚(以上画の分)。同十枚(書の分)と大量の発注であった<sup>20)</sup>。

## 六

さて残された課題は両足院掛軸の揮毫時期である。まず安永九年説見直しの理由は、新史料・天明元年(一七八二)七月二十八日付木村兼葭堂宛の相国寺梅莊顕常書簡<sup>21)</sup>に、これまでの書画の流入は「国禁の固厳と隣交の不款密と役人輩の僥倖不韻とにて何事も考事不相通候。扱又御頼の書画も一向未着其便候」と、書画に対する役人の無理解をあげ、続いて「乍然相頼遣候て、一向不相成来候由、先住和尚(高峰東峻)も被申候」と見え、これまで関係者に頼むも一向に書画が手に入りにくいことを東峻自身が述べているからである。次の相国寺岱宗承嶽は天明三年訳官使接待中より病状悪化、帰京後に他界。その次の天龍寺湛堂令椿は天明五年三月八日に色紙十枚を送り書画を注文しているが<sup>22)</sup>、結果は不明、しかも掛軸の用紙は色紙ではない。つまり寛政元年の解禁までは以酌庵僧の個人的な取寄せのみで、原則書画の持出は厳禁であった。

揮毫時期は同じ関防印を持ち、正規な押印形式に訂正されている寛政四年春筆「寄題」以前となる。該当するのは天明七年(一七八七)十二月から翌年三月の家治卒弔慰の訳官使の時で、趙景安は渡海していないからその直前ではあるまいか。同八年二月六日条には訳官使二人(李聖欽・丁老卿)からの音物目録が

見えるが、堂下官丁老卿（一星）の音物十七品内に「彩画一張、書本一張」とあることに注目したい（「裁判記録」167:60）。贈り先は「奉呈・以酌庵禪榻」<sup>204</sup>。この「書本」こそ両足院掛軸を指すと考える。

その理由は、天明七年訳官使の堂上官が病のため次々と交替していたことにある。崔来儀から韓士敏へ（八月十三日）、更に訓導李聖欽を充てる（十一月十六日）という非常事態（「裁判記録」165:166）であった。丁老卿はこの間継続して渡海準備の実務者であったため日本側の要求を熟知していた。彼は渡海後の二月九日に音物に対する返物を日本側に注文している<sup>205</sup>が、同様な動きは逆の形で事前にあったのであろう。また直前まで訓導であった李聖欽（命和）は宝暦度通信使の次上通事でもあり、日本側の事情に精通していてこの交代への不安はなかった<sup>206</sup>。「裁判記録」（168:26）天明七年十月十四日条に、渡海訳堂上（韓士敏）病気につき「訳使弔慰別幅物、其外御公私御先祖様御霊前御備物、且自分音物類、不残持下候段、扱亦御書付にて御達被置候」とあり、以後音物の総入替えがあったと分かる。この「書本」は李聖欽の了解の下、別差趙景安が部下朴徳源と揮毫し、丁老卿からの音物としたのであろう。前述の一項で掛軸の落款印から慌てた様子を指摘したが、李聖欽が訳官使に内定（十一月十三日）してから出帆（十二月六日）までの短期間に揮毫したと考えれば整合する。時に景安四十七歳、徳源は三十歳前後であった。

天明八年二月初、以酌庵にて墨蹟を拜見した熙陽龍育はその達筆ぶりに感銘し漢詩を作成、三項で述べた同月二十四日に対面を申し出たと考える。「東福寺誌」によると龍育は天明八年六月に帰京しているが、その後五山出世総代である両足院高峰東峻に贈ったものであろう。同書によると龍育は明和五年（二七六八）東福寺桂巖龍芳再住に伴僧として同行、天明三年三月碩学、同六年輪番僧として対馬赴任となり、東峻とは年齢も近く指導を受けた間柄であった。

ただし朴徳源はこの時のみの渡海ではなからう。いきなり上官・書契職とは思えないからである。安永



九年、天明三年の訳官使の際、小童或いは小通事として随行し、後の寛政八年訳官使にも疑獄事件絡みで渡海していたと思われるが、当該随行員名簿未見のため詳細は不明である。

## 七

書画の流入には以酹庵輪番僧が大きく介在していた。その背景を知る史料が『両足院資料』に散見する。まず天明八年四月に五山碩学物代恵林院(相国寺塔頭)が奉行所に願い出た嘆願書<sup>26)</sup>がある。「近年五山碩学一同困窮仕り、取続がたく」とあるように、以酹庵輪番僧が困窮を理由に勤務の継続の困難を訴えたものである。これは安永(一七七二)～天明(二七八九)までの様子が窺える史料で、対馬行は出費がかさみ、帰京後借金に苦しむ者もある、これでは取続人才を育てることはできない、なんとか善処をという内容である。この時、老中や側用人・寺社奉行に代表(梅莊顕常)を送り嘆願している。四寺(天龍・相国・建仁・東福)へ各二百石の加増要求は各寺百石に減額されひとまず決着<sup>27)</sup>。しかし文化八年にも信使来聘に伴う出費救済嘆願書があることから<sup>28)</sup>、以酹庵僧の困窮は依然として解消しなかつた。

次に同資料「対州土産物控」(Yasue)は、安永十年(天明元年)両足院高峰東峻の帰京の際の土産物帳と判明した<sup>29)</sup>。そこには世話になった多くの僧侶や奉行所役人、町人、対馬藩京屋敷侍等九十人程が記載されているが、その中に豪商・豪農と思える人物が見えることである。

◎油茱(油紙)、鷺羽、華燭、胡桃子・柏子(漢方薬カ)・水建(茶道具)・・大村彦太郎(以後妻静、子与一郎、藤本五兵衛、古沢平右衛門と続く)

◎指画韓画二・油茱一枚・四角香爐一・・江龍吉右衛門。◎□分二斤・韓書式枚・植野宇右衛門。

◎同・同・濱田勘右衛門。◎国分二斤・韓人書式枚・市川三右衛門。◎同・同・西村与右衛門。

大村彦太郎は江戸呉服商白木屋六代商全のことで、両足院は庫裏の改築を通して白木屋と縁が深い。他の五人には韓画・韓書・韓人書がそれぞれ二枚ずつ土産となっている。恐らくこの五人は韓人書画の蒐集や売買も行う人たちで、以酈庵僧には書画購入の手数料的な返礼があったと思われる、彼らの困窮を知っていた幕府も黙認していたのであろう。

また「椎茸・団扇一握、藤井光郷」との記述も見出した(1956)。藤井光郷は改名し永井光郷(「地下家伝」、彼は寛政四年朴徳源から「四友楼」の漢詩を贈られ、『皆川淇園門人帳』に「京師永井大舍人大允光郷」と見える<sup>31)</sup>。これは以酈庵僧と淇園門人との交流を示す史料でもある。『淇園文集』巻六「題扇面画帖首」は当時文人たちが競って名書画を集め、特に明和年間より今文化二年に至るまでは書画帖作りが流行としている<sup>32)</sup>。彼らはあらゆる伝手を用い以酈庵僧に接触、朝鮮書画を求めたことが窺える。

一方朝鮮側の事情はどうか。本稿では朴徳源と趙景安の墨蹟を主とし、朴徳源の活躍時期が重なる訳官疑獄事件については触れていない。最近同事件を扱った『宗家文庫史料一紙物』の中に「徳源」の名前が発見され、事件への関与が確認された<sup>33)</sup>。その中の朴士正(後漢)が渡海直前の丙辰(寛政八年)六月二十八日、小田幾五郎に願い出た借金「通事等の球弊条の千両」の背景には小通事等の困窮が窺われる<sup>34)</sup>。前年の正祖十九年乙卯(一七九五・寛政七年)六月は「近聞、都下市直高騰日甚云、貧士窮民之飢餓」<sup>35)</sup>というありさまで、しかも壬子(寛政四年)から乙卯(寛政七年)の四年間は凶作続きのため、備蓄していた非常用米穀も次第に減縮し、丙辰(寛政八年)も深刻な状態であった<sup>36)</sup>。その影響は釜山倭館にも現れ、対馬への米輸出の際「当節の新年条米品匱乏の上、大分砂等を交ぜ居、是偏に米掛の役人の姦曲」と疑われ、外交問題になった<sup>37)</sup>ほどである。

墨蹟の多くが日本側の注文による朝鮮での揮毫であった<sup>88</sup>。この倭館を中心とした動きの背景には以訶庵僧と書画家の経済的救済という側面もあった。易地聘礼をめぐる朝鮮廟堂対立の中、朴徳源は日本での評判に書家としての生きがいと揮毫収入を得ていたのではないか。これが彼の墨蹟の多い理由である。

## おわりに

倭学訳官趙景安(実名趙重明)の生没年確定により朴徳源(実名朴潤漢)の実態解明は進展した。二人とも宝暦度通信使の後に対馬派遣の訳官使と関わった通訳で、和歌や俳句に長けていた。特に朴徳源は成均館で学ぶ小通事ながら天明七年訳官使に上官「書契職」として参加。当該掛軸はこの渡海直前、別差趙景安と共に公的音物として準備され、輪番僧から両足院へ贈られたものであろう。以後彼は日本で能筆家として知られ、その墨蹟は通信使を待ち望む人々の人気を得る。二人とも日本側の信頼は厚かったが、易地聘礼の難交渉に巻き込まれ、景安は杖罪起因による病死、徳源は処刑と晩年は不遇であった。

朴徳源の墨蹟(含扁額字)は東福寺(熙陽龍育・天瑞守選)、天龍寺(象田周耕)の以訶庵再住僧や、建仁寺(環中玄諦)、相国寺(松源中獎)の輪番僧を通して日本各地に拡大していく。その背景には寛政元年の書画持出解禁後の両者の生活困窮が窺える。通信使空白期の書画流入は訳官使(於対馬)に限らず、毎年八送使(於倭館)や臨時の参判使、飛船等でも頻繁に行われていた。海峡を往来したこの事実は従来朝鮮通信使に偏りがちな書画や寺院扁額等文化財の流入について見直しを示唆するものと言えよう。

末筆ながら『宗家文書』(国立国会図書館)や『両足院資料』(筑波大学図書館)のデジタル公開に努力され

た多くの関係者に感謝する。また両足院や興昌寺の史料等については片山真理子氏に大変お世話になった。池内敏氏には拙論に対して的確な論評と新史料を示していただいた。その他多くの方のお陰で、蹟きながらも朴徳源や周辺の人々及びその背景に近づくことができた。厚くお礼を申し上げる。

【註】

- (1) 例えば李元植氏が通信使とし、辛基秀は第十次延享度、上田正昭は第十一次宝暦度と推定する。『青丘學術論集二十一集・朝鮮通信使関係資料目録』(二〇〇二年)は両論併記。その影響は大きく今では通信使説が「定説」とまで言われ、寺院関係の解説はこの説のままである。
- (2) 拙稿「小通事朴徳源の再検討」『朝鮮通信使地域史研究』創刊号、二〇一五年。拙稿「朴徳源に関する新史料考」同第二号、二〇一七年。
- (3) 池内敏『絶海の碩学』第十五章「日朝間の贈物詠物」二〇一七年、名古屋大学出版会。
- (4) 例えば「日本国」「日本」と記す次の史料は朝鮮で書かれている。
  - ★『凶録』所収「寄題日本大舍人永井桂齋公四友楼」「壬子春(寛政四年)朝鮮学宮掌議朴徳源拜記」。
  - ★『楽郊紀聞』卷十二。「集」「贈別 日本国对馬州通官住永惠助」癸巳(天保四年)之孟秋。
- (5) 高麗美術館。二〇一三年十月十九日「朝鮮通信使と京都」展。
- (6) 註(3)第十五章・注⑥ 四七五頁。
- (7) 『英祖実録』卷一〇三。英祖四十年甲申(二七六四)五月戊辰(十七日)条。「令掌議齋任、非満三十者、母得擬差」。仮に寛政四年(一七九二)を三十歳とすると、第十一次通信使の宝暦十四年(二七六四)は幼児で、彼の通信使説は破綻する。

(8) 洪性徳「朝鮮後期における対日外交使行と倭学訳官」日韓歴史共同研究報告書、二〇〇五年。訳官使堂上官は渡海経験者から選抜されている。彼の経歴から渡海の可能性は安永九年のみである。

(9) 拙稿「朴徳源に関する新史料考」で景安は兩年とも渡海と判断したが、誤読・誤解で訂正する。

★天明三年の場合、七月九日に対馬府中到着。対馬出發は九月十日。「裁判記録」(1596)天明三年九月十六日条に「別差(趙景安)小船より出迎、館着の祝詞申聞」「札の辻え別差忝人罷出、着岸の祝詞申聞ル」とある。つまり別差は迎える側である。

★天明七年の場合、府中着は天明七年十二月二十五日、対馬發は翌年三月十日。「裁判記録」(1626)天明七年十二月六日条に「今日渡海訳上船に付」「札の辻迄両訳(訓導・別差)差備官に通詞中相附為暇乞罷出候付、双方相応に挨拶仕」とあり、訓導・別差は見送る側である。

(10) 『両足院資料』(筑波大学附属図書館「沖繩の歴史情報」巻十デジタル公開。)㉞「密件」寛政四年八月五日付書簡「東萊の下府の当日(七月廿日)杖罪訓導十五杖、別差八十杖、其外小通事迄も廿杖程ツ、も被打候」、八月八日付書簡「昨日訓導別差共に東萊にて又杖罪在之。『辺例集要』巻十六に「壬子(二七九二)八月、府使尹弼秉時、訓導趙重明(景安)・別差朴致儉(景和)等、入來倭人、不為一點視、諛以約條定額、循例手本者、極為痛駭」とある。

(11) 本郷民男氏の御教示。俳句誌『春耕』二〇一九年七月号「韓の俳諧(5)朝鮮国通事の俳句(上)」。

(12) 註(3)、第十五章「日朝間の贈物詠物」。「御取寄物」表154・注12)三八五頁。

(13) 金剛寺扁額落款「徳源之印」は、寛政四年「寄題」の「朴生之印」と似ている。寛政四年以後、象田周耕を通して注文したと考えるが、寛政八年の訳官使との関係は不明。また註(12)によると、東福寺天瑞守選が寛政八年二月十四日「朝鮮紙に朝鮮人による額字など」、相国寺松源中獎が同十年九月十九

日に「額書キ紙六枚」と注文しているが、これは五山を中心に僧侶間で扁額文字を注文し合ったことを示す。鈴鹿市白子青龍寺蔵「體用山」はこの頃のものであろう。

(14) 片山真理子「東福寺二七三世願海守航と興昌寺蔵朝鮮通信使関係詩箋貼交屏風について」『立命館文学』六五九号、二〇一八年十一月。番号は論文中の番号。ただしNo.14、No.46は岡部の解説。

(15) 俳句「西東同じ心の月見哉」『楽郊紀聞』巻十。「泰平や具足の餅のかびる迄」菅宗次氏蔵。

和歌「はるを知るまがきの竹の朝露は 千代もかはらぬいろやそふらん」扇面詩。

(16) ★寛政十一年(一七九九)正月十七日「館守日記」(982) 土正朴僉知病死の段、都表より左右相達候趣、任官より通詞中を以相届。

★享和三年(一八〇三)『承政院日記』(純祖三年二月九日條) 崔瑯全羅道長興府へ配流。

★文化元年(一八〇四)十二月二十二日「総目録」(888) 講定官景和朴僉知病死の事。

★文化二年(一八〇五)五月二十九日『承政院日記』(純祖五年) 講定官崔國禎(華彦)、施以定配之典事 承伝啓下矣。崔國禎方在慶尚道東萊地云、咸鏡道明川府定配所、以承伝内辞意具罪目。

(17) 『両足院資料』「韓使來聘一件雜記」第一(30)第二(33)第三(34)。『津島日記』五月二十二日条。「以酌庵禎長老及び加番宜長老共に登城。(中略)伴僧二人・若党四人」とある。『清山島遊録』にも対馬での一輩上人、負暄上人との詩文応酬がある。

(18) 『篆刻字林』五一五丁、四五九丁。兵庫県浜坂臨濟宗満願寺住職寺田康道氏の御教示。

(19) 扇面詩歌(『大系朝鮮通信使・卷六』所載。一九九四年) 日本法眼周圭画の賛。註(15)和歌。

(20) 註(12)池内論文「御取寄物」。表「ㄱ」ト。これらの輪番僧は在任中「和扇、唐紙、色紙」などを大量に朝鮮に送り書画を注文している。その際日本側から細かい指示があった。池内氏は寛政十年二月二十二

日松源中獎の事例をあげ、日本からの扇面に「詩歌俳句の類」「注文書巻込有之」などの注文添書が見られると指摘。この傾向は次の熙陽龍育も同様で、寛政十二年四月十三日、唐紙に「詩・かな壹枚毎に朝鮮何某と書載、印為致候」と見える。

(21) 註(12)池内論文「御取寄物」表152。三八〇頁。

(22) 大谷篤藏「兼葭堂来翰集・翻刻」(『女子大文学・国文編』第十六号)大阪女子大、一九六四年。書簡番号六(七月二十八日付)。

(23) 註(12)池内論文「御取寄物」表152。その他「対州土産物控」にも書画が散見する。

(24) 『両足院資料』11「訳官一件雑録」(15)天明元年正月九日条。以酌庵宴席後の音物の贈り先は毎回同様と考える。「禪榻」は住持の意。

(25) 「裁判記録」天明八年二月九日条(1656)。「堂下より(通詞)安武徳次郎を以相頼候は、都にて頼の品も有之、無余儀入用の品々此節帰国掛相調帰度御座候間、書付之通り相調候様御免被仰付被下候」。

(26) 「館守日記」(574)天明七年十一月十三日条「訳使李(聖欽)同知に相済候付ては、是迄の始終掛合の事は能々存候前故」。「裁判記録」(1668)ではこの人事を「珍重」と歓迎している。

(27) 『両足院資料』83「碩学御用向きにつき恵林院口上書」。同17「碩学一件につき書留」。ともに「奉願口上覚」と見える。

(28) 『両足院資料』115「碩学中出願雑記」。寺社奉行を通して嘆願。『東福寺誌』に寛政元年五月八日高峰東峻が五山出世総代として参府謝礼と見えることから願は達成されたと思われる。

(29) 『両足院資料』14「朝使来聘一件雑記・第三」(582)文化八年十一月、寺社奉行へ提出。

(30) 『両足院資料』19「対州土産物控」の末尾(668)には「杉原十帖・山崎初右衛門」とあり、同65「対

州御在番中日記(第五)「安永十年六月十五日条(550)に「御帰山、(対馬藩)京留守居・山崎初右衛門中門外え出迎」、同十九日条(550)「山崎え届物遣之」とある。

(31) 註(2)拙稿「朴徳源に関する新史料考」参照。

(32) 『淇園文集』巻六「題扇面画帖首」「此帖云、広求四方名人画、蓋自明和年間至今文化二年、所集無慮数十家而猶博致未止云、可謂勤求致盛者矣」。同巻八「兼葭堂記」は淇園と兼葭堂の交流を示す。木村兼葭堂も梅莊顕常と交り書画を求めている。註(2)参照。

(33) 酒井雅代氏により『宗家文庫史料一紙物目録1』(長崎県教育委員会。二〇〇九年)(1185頁)に「徳源」の名が確認された。「朝鮮信使易地聘礼交渉をめぐる外交交渉―交渉の現場から―」(二〇一九年五月三日、於釜山)町田一仁氏のご好意により取得。

(34) 松原孝俊・岸田文隆編『朝鮮通信使易地聘礼交渉の舞台裏―対馬宗家文庫ハンゲル書簡から読み解く―』(九州大学韓国研究センター叢書3。二〇一八年)の史料編六〇(六五頁)「史料8・9書簡」。

(35) 『正祖実録』十九年乙卯(一七九五)六月癸未(四日)条。同書同年七月甲寅(五日)条。

(36) 『正祖実録』二十年丙辰(一七九六)六月丙申(二十二日)条。

(37) 『裁判記録』(17456)寛政七年三月二十七日条。同年(17455)四月十日条。

(38) 愛知県豊明市三田家所蔵「芝蘭」について、金有声「蘭画」と同所で発見されたため朴徳源の通信使宝暦度随行の証拠とされた。しかし同時発見の「好書真難致」を揮毫した翠軒は「金鈕。字は子固。号は翠軒。世宗二年庚子(一四二〇)生」(『朝鮮書画人物辞典』)と判明。「蘭画」に合う漢詩を釜山にいる朴徳源に注文し、それを金有声や翠軒の墨蹟と一所に保管したと考えると矛盾しない。



【主な参考文献】（本文や註の引用文献は除く）

田保橋潔『近代日鮮関係の研究』一九七二年、宗高書房。

映像文化協会編『江戸時代の朝鮮通信使』一九七九年、毎日新聞社。

田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』一九八一年、創元社。『新・倭館』二〇一一年、ゆまに書房。

『通訳酬酢』近世日朝交流史料叢書1、二〇一七年、ゆまに書房。

三宅英利『近世日朝関係の研究』一九八六年、文献出版。

田中健夫『対馬以酹庵の研究』（『前近代の国際交流と外交文書』所収）一九九六年、吉川弘文館。

泉 澄一『江戸時代、日朝外交の一側面―対馬以酹庵輪番制度と関係史料について―』一九九七年、

『関西大学東西学術研究所紀要』十号。

李 元植『朝鮮通信使の研究』一九九七年、思文閣出版。

西村圭子『対馬宗家の近世朝鮮貿易に関わる以酹庵史料について―建仁寺両足院所蔵文書を中心に―』

（日本女子大学史学研究会『史艸』第三十八号所収）、一九九七年。

仲尾 宏『朝鮮渡海訳官使と対馬藩』（『朝鮮通信使と徳川幕府』所収）一九九七年、明石書店。

上田正昭・辛基秀・仲尾宏『朝鮮通信使とその時代』二〇〇一年、明石書店。

貫井正之『豊臣・徳川時代と朝鮮』第五章「朝鮮通信使初出史料」二〇一〇年、明石書店。

菅 宗次『朝鮮通信使による日本語韻文史料―発句、和歌などの短冊色紙をめぐる―』二〇一一年、

（『前近代における東アジア三国の文化交流と表象―朝鮮通信使と燕行使を中心に―』二十九号所収）。

堀崎嘉明『近世東阿野村の医家三田氏―医療と文化交流の姿―』（『知多半島の歴史と現在』十八号所収）二〇一四年。

朴 真完『倭館における朝鮮語通詞・日本語訳官の交流様相とその意義』（『アジア歴史研究報告書』

二〇一七年度）所収）、JFE 21世紀財団。

